

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月17日(月)
午後 1:00 ~ 午後 1:30
場 所 サンパルテ山王3階千曲の間

(関係団体：中部電力(株))

司 会

それでは、長野県環境審議会地球温暖化対策検討会、関係団体意見交換会、午後の部を始めさせていただきたいと思います。はじめにお断り申し上げておきたいのですが、30分と限られた時間なものですから、団体の方からは10分ほどご意見等をいただき、その後意見交換をさせていただきたいと思います。残り5分ぐらいになったところで、合図を申し上げますので、まとめに入っただけであればありがたいと思います。

またもう一点、この場で何か意見いただき決定するということではなくて、後日また検討会において、条例の内容についてご意見を参考にしうえて、決定させていただきたいと思います。

それでは川妻委員、すみませんお願いいたします。

川妻委員

ご苦労さまです。

温暖化対策の検討会は、今年の春から9名の構成でいろいろ検討してきました。意見交換を、金曜からやっているわけですがけれども、委員会の委員長をやっている、信州大学の高木さんという方ですけど、所用で午後遅れました関係で、私が進行役をやります川妻です。岡本さんと黒沼さんと宮本さんと諏訪さんの、この合計5人で意見を伺います。

どうぞよろしく申し上げます。おっしゃってください。

中部電力

中部電力の環境部の と申します。よろしく申し上げます。

長野県さんにおかれましては、このような地球温暖化対策の推進にかけ、先進的な条例策定ということで、この策定に関わりましては、県の事務局さんあるいは、委員さん始めとする関係者の、ご努力には深く敬意を評させていただきます。

当社のエネルギーの供給にかかわるものとして、地域や世界と連携を保ちながら、地球環境の保全に、推進してまいっている所存であります。この意味からも、この条例が制定されたあかつきには、その趣旨に沿うように事業活動をとおして、最大限貢献してまいりたいと思っております。

ただ、今、骨子を拝見しておりますと、まだ一部に条例者の過大な負担、あるいは公平性を、損なうようなおそれがある記述が、見受けられると思ひまして、これにつきまして、今日お配りした資料のように、ご意見を申し添えさせていただきたいと思ひます。

当社が意見を言わせていただく対象といたしましては、この骨子案の中の、分野別地球温暖化対策の一覧表にありますように、骨子案でいうところの7ページ。5番の、分野別の地球温暖化対策、そのうちの事業

活動に係る対策で、エネルギー供給事業者に係る記述というふうに理解をしておりますので、この件に関して以下の3点につき、意見を述べさせていただきます。

まず始めにお願いでございますけれども、今後この条例制定にあたって、詳細な検討がされていくものと思います。ただこの作業に当たりましては、長野県の事務局さんと、当社をはじめとする義務付け関係団体との間で、十分に協議調整をしていただきたいと思います。

またこの温暖化対策検討会をはじめとする審議会などにおきましても、やはり当社をはじめとする、義務付けの関係団体の意見を踏まえた上で、ご審議をお願いしたいと思います。この骨子にまだ盛り込まれていない詳細の内容、例えば再生可能エネルギーの定義、あるいは導入目標量の考え方、目標年度の考え方、また導入計画書や実績報告書に関する内容、記述方式、様式など、もう少し検討していただきたい内容が、数多く入っていると思っております。

次に特にこの場をお借りして、強くお願いしたいのがその次の2点でございます。1つ目は、再生可能エネルギーの導入目標量につきまして、国の施策を尊重していただき、長野県独自の義務量というものを、関係団体に課することがないように、ご配慮いただきたいと思います。

ご承知のことと存じますが、私も電気事業者には国の電気事業者による、新エネルギー等の使用に関する特別措置法、いわゆるRPS法が縛りがかかっておりまして、一定量以上の新エネルギー等による電気の利用が義務付けられております。現状この利用目標量達成すら大変厳しいものがございます。

目標量を達成するにあたっては、自らがこのRPSの対策、対象となる電源を開発することのほかに、風力などの新エネルギー等の電気相当量、いわゆるRPSクレジットというものを、売買することが認められているわけですが、これはもともと風力などの新エネルギーの、ポテンシャルが地域においていろいろ偏在していると。ある地域では、まだまだたくさん開発ができるけれども、ほかの地域では、ほとんど開発する余地がないと、というような地域的な状況を踏まえて、全国規模での売買が認められているものでございます。このために、このRPS法の目標以上に、長野県さんのほうでそれに上乘せするような義務量を達成すること。またその内訳で、長野県の県独自のもの、あるいは長野県産のもの、というふうにかえられるというものは、一種の二重規制でございまして、もともとそのRPS法の主旨、いわゆる全国規模で、市場メカニズムを利用したエネルギー政策という考え方と、整合性のないものと思っております。

2つ目でございしますが、この利用計画書の中で、エネルギー源の種類あるいは内訳が分かるような、計画書の策定、または実績報告書の提出、公表等はぜひご容赦をいただきたいと思います。

もともと私もは、地域の社会的自然的特性、あるいはいろいろな新エネルギー電源の経済性、運転特性などを総合的に判断した上で、適材適所で利用する最新エネルギーを選択しております。RPS法においても、もともと事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量というのも、定められているものではございません。

この条例の骨子案に定められているような形で、再生可能エネルギー

の導入計画書、実績報告書を、エネルギーの種類や内訳が分かるような形で、提出、公表をされるということは、エネルギー源ごとの利用量というものが、どれだけあるべきだと、いわゆるコンセンサスまた評価基準等が存在していない状態で、無意味な議論を引き起こすと思われる懸念、あるいは全国でのエネルギー源ごとのクレジットの受注バランス、これの地区アンバランスによるRPSクレジット価格の高騰、これによりまして電気料金に影響を与える可能性がございますし、これによりまして、当社及びお客様に不利益が被るという恐れがあるものでございます。

従いまして現在骨子（案）に記載されております、エネルギーの種類が分かるものと、いう表現については、ぜひ削除していただきたいと思っております。

また私どもは長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重に及ぶ中部5県下において、保有する発電設備、送配電設備といった電力設備を、総合的に運用して事業活動を行っております。

特に再生可能エネルギーにつきましては、先ほど申しあげましたように地域の社会的、自然的特性や各連系の経済性運転特性などを、総合的に評価判断した上で適材適所に利用しております。

その導入計画や実績報告、これにあたっては長野県に特化した数字を示すことが、難しいということについても、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

最後に繰り返しになりますけれども、いずれにしてもこの条例の詳細検討にあたりましては、長野県事務局さんと当社をはじめとする、関係団体、義務付けの関係団体の中で、今後十分に協議調整していただきたいと思っております。

これが私どもの要望でございます。

川妻委員

ありがとうございました。

1点目については骨子（案）をこういう形で検討しておりますので、これからも関係団体と協議をしながら、詰めていくということでありますので、そちらが必要と思われる事業説明は、どういう形でやるかは任されておりますので、必要に応じてどこにでも、意見を述べていただければいいのではないかと思いますし、やっていただければいい、たぶん無駄がないと思っております。

2番目3番目について、少しこれについての今意見を述べられたので、私たちのほうからいろいろ質問や意見を、交換したいと思っております。

それでは2番目のところについて、こちらのほうから、何かさらに質問なり意見がありましたら、委員の人はおっしゃってください。

ページ7の、一定規模以上のエネルギー供給者、定期的に再生エネルギーの導入計画実績報告書を作成し、県に提出し自ら公表するという、この主旨といたしますか、これ自体は問題ではなくて、独自の県の義務量を課されると困るといたしますか、難しいというそういう主旨です。主旨としては。

中部電力

ある程度の情報公開は、やむを得ないというふうに理解をしております、ただ、やはり当社も一事業者でございますので、事業者の事業活

中部電力

達成困難というのは2つございまして、1つは技術的なところでございます。導入目標量、導入目標義務量達成の中で、当社が自ら開発する、あるいは地域の風力等の新エネルギーを購入するという場合に廃棄物発電の一部を除いて、自然のものでございますのでどうしても出力の変動、あるいは予定外の停止というような心配がございます。

一方我々には電気事業法で電力の給付義務というのが課されておりますので、どんなことがあってもお客さまに実際に電気を届けなければいけないということになりますと、私どもの中でいわゆるバックアップの電源、送電線、又は制御システムの用意をする必要があります。

そうなりますといわゆる新エネルギーの導入に当たっては、それと同等程度の電源を自分で持っておらなければいけないという二重投資という側面がございます。それをこの義務を達成するという中で、どの程度合理的に配置できるかということで非常に苦しいところでございます。

2つ目はやはり経済的な観点でございます。私どもの中でも導入目標量義務を達成するために社内でいろいろと、例えば風力発電適地を探すとかいうこともやっておりますけれども、どうもそれなりに費用がかかってしまうということがございます。

RPS法の中で、クレジット価格の上限というのが定められておりますので、そこまではどうしても費用の負担をせざるを得ないというところなのですが、必ずしもその中で十分経済的に開発できるような適地というのが少なく、それを満足させるためには、またそれを上乘せした当社の費用の負担を持っている開発というケースを課せられる可能性がございまして、これは本末転倒ではないかと思っております。

諏訪委員

はい、ありがとうございます。今問題点を技術的なもの経済的なものというものでした。

まず技術的な点について伺いたいのですが、バックアップ等の必要になるようなことは考えるのですが、他社さんの状況、他の電力会社さんの状況を拝見していると、これまであった水力とか太陽光、余剰光のエネルギーで購入されている部分を、RPSに読み換えて対応をされている部分もありますので、どこまで技術的な、追加的な技術的対応というのが必要になっていらっしゃるのかその点について伺いたいという点。

先ほどから費用に関してRPSクレジットという言葉が繰り返し出てくるんですけども、これまでRPSクレジットが必要になるほど購入されたご経験があるのか、私が今知っている限りではRPSクレジットというのは経産省のほうで準備した制度ですけども、利用なさっている電力会社さんたちは、あまりいらっしゃらなかったように記憶しています。

例えば北のほうにある電力会社さんですと、自然エネルギーが非常にふんだんにありますからそれを購入すればすむと。それ以外の分に関しましてもRPSクレジットが必要ないけれども、目標値厳しい目標値ではないところですから、それほど高い目標ではないので、非常にまあ、達成はある意味、考えていたよりは容易であったと。クレジットも必要になっていないというように記憶しておりますので、その点についてち

よっとご確認いただきたいと思います。

中部電力

そうなりますと、系統対策等の技術的などございまして、少なくとも今ご指摘のように、一般住宅に設置した太陽光発電とか、あるいはお客さまの一種の方の風力さんの余剰分を購入している状況がございます。

ただこれは全体の義務量からいくと、量としてはそれほど多くないものですから、この辺は我々の努力の中で吸収できているのかなと思っております。ただ、それを超えるところがどの程度困難になるか、私も系統運用の専門家ではありませんので、もしご必要でしたら別途機会を改めて、専門的にご説明させていただく場を持ちたいと思います。

今のR P S法の導入規模の達成状況でございますが、これも諏訪委員のご指摘のように、現状は何とか目標を満足している状況でございます。これは2つ理由がございまして、1つはまだ現在は経過措置ということで、もともと義務量が本来よりもかなり低く抑えられているということ。

もう1つはバンキング制度というのがございまして、余ったものを翌年度へ繰り越せるというそういうその貯金がまだございまして、低い利価措置と過去からの貯金で何とかまかなっているという状況でございますが、これは2010年の本格的な施行になりますと、その導入量が多くなるということと、もうすでに過去からの貯金が使えなくなるということで、これはかなり導入義務の達成が困難になると考えております。

川妻委員

分かりました。ほかの方どうですか。

ここでは導入計画書をこれから詰めるんですけども、さっき諏訪さんが言ったように、なるべく今度の主旨は事業者、県民、行政が一体となってこの問題に取り組むというので、何か権力的にこれをやれということも無理なものではないし、中部電力のような大変大きな、また社会的な役割が大きいところは率先してなるべく情報公開をし、自らやっていることを、この県の計画を通じて、条例を通じて情報を出して、ここまでやっているという計画書とその実績を逐一報告していただければ、県民にも知れ渡るし、我々の理解も進むというところがあるんです。そこがベースで。

その導入計画書というのをエネルギー源の種類も分かるようにするというのは、時間の関係で3番目のほうにいけますけれど、エネルギー源の種類が分かるものと、これが分からないと再生可能エネルギーの導入がどこまでどのように進んでいるか見えないもので、それでそういう種類が分かるものというふうになっているはずなんです。

それはできないというのは、県の規模にそれを数値としてまとめるのができないのが主な理由ということになるんでしょうか。

中部電力

理由は先ほど申しました、1つは川妻先生がご指摘のように当社、中部電力全体でポイントしていますので、その中で長野県から導入した量というのを実際に集計していないというところが1つ。もう1つは内訳を出すということは、トータルの中で例えば今後R P Sクレジットを買っていく中で、そのクレジットをどのように買っていくのかということ、世間に示すことになります。

トータルで、とにかく全体きちんと再生可能エネルギー導入をしている義務を果たしていることはもちろんお示ししますし、それは最低限の貢献だと思っておりますので、それはやります。

ただその内訳を示すことによって、逆に売り手のほうに間違った情報を与えてしまうということで、例えば一部の方から少し高めのクレジットのオファーを受けるとか、そういうことで当社の収益に不利になるようなところまでは、ちょっとご勘弁いただきたいと思っております。

川妻委員

それについてどうですか。大体理解できましたか。

諏訪委員

すみません。先ほどからクレジットの取引がありますかということ質問を申し上げているんですが、クレジットの取引は現状 すると期間が発生しないことが予想される、バンキングの量がこれだけ大きくなっている状況下においてクレジットの取引価格うんぬんということ、どれだけ懸念される必要がありますでしょうか。

中部電力

これは、この条例自体は、決して1年2年で終わるものではなくて、今後それなりに継続するものと思っております。例えば2010年の最終目標、最終義務量の経過月が終わった段階で、私どもはクレジットの売買をしなくてすむような量になるというふうには思っておりません。

そういうところまで、当然事業主として ことごとございます。

諏訪委員

そうしますと、東京電力さんのほうは、R P Sの内訳を公表されているんですが、その態度は社会的な情報開示という点から、非常に高く評価されるものですが、そういった他社の情報に関しては、中部電力さんはどのようにお考えでしょうか。

中部電力

これは各社さんの経営のご判断がありますので、他社に対してどうかというのはちょっとコメントを差し控えさせていただきますが、私どもは決してやっていないわけではなくて、今でも環境年報の中で現在の余剰電力の購入メニューとか、このへんはきちんとお示ししております。

決してエネルギー源の内訳を赤裸々に示すということが、環境に対する貢献を示すということにはならないのではないかと考えております。

川妻委員

ここではあまり、この条例の段階では、企業のいろんな支障がありそうなことについてあまねくすべて明らかにしろという意味よりも、そうでなくて趣旨が分かると思えますけど、再生(可能)エネルギー利用に徐々に転換をしていかない限り、これからの時代を好転することができないのでそういうのを、見える形で進めていこうという趣旨なんです。

ですから中電さんがやられたことを、具体的に「こういうふうに行っているんだ」と示すことが可能な限り示して、そのためのまた値を示していただければ、我々もそれを材料にしながら積み上げていくことができるので、我々の趣旨を理解いただければ、ここまではできるけど、ここは難しいというのを具体的に示していただければ、こういう形での報告書作成し提出して県も公表するし、そちらの中電としても公表するというようなことをしあいながらやっていくのは、十分可能なんではない

かと気がしますけど。

無理やり企業秘密というか、混乱を招くようなものを出せということ
は毛頭ないんですけど、趣旨としては。

中部電力

法律で義務がかかっているということも十分認識しておりますし、その
範囲内で協力はさせていただきたいと思うのですが、やはり内訳も中
身をどういうふうに当てるかというふうなのは、ある程度事業者にお任
せさせていただきたいなと思っております。

川妻委員

そこは、最後はもうちょっと詰めていただくと、地球環境課のほうで
も、そのへんも少し・・・。

岡本委員

いいですか。

簡単に感想を述べさせていただきます。エネルギーの今いろんなエネ
ルギーがあるんですけども、電力に依存しているという意味においては、
とても温暖化と関連の深い業界かなと思うんです。

ほかの今までご意見を伺った意見交換の中で、とても前向きとはいえ
ない姿勢かなという理解を私はいたしました。自然エネルギーが不安定
であり、供給義務があるというお話は、自然エネルギーというものが、
この世の中に出てきたときから、これは中電さんだけでなく電力各社
の常套句(じょうとうく)というようなことで、いつもお伺いもするん
ですけども、長野県は特に自然エネルギーの中でも太陽光の発電が進ん
でいて、民間ベースでは全国で1番というふうな環境にあるわけですね。

電力会社さんは、各家庭を毎月人間が目視でメーターを見て回ってい
るわけですから、どこのうちにどれだけ屋根があって、太陽光発電の立
地に適したような屋根というのも、一月もあればすべて調査が可能なよ
うな環境にあって、自然エネルギーを電力会社さんの発電所として、こ
れから普及していこうと。脱温暖化の社会にエネルギー会社として貢献
しようと、自然エネルギーをたくさんやっっていこうという意志があると
すれば、それは民間に任せておくのではなくて、各家庭の屋根を、電柱
を敷地料を払って借りるのと同じように、ユーザーの屋根を、中部電力
さんが賃貸でお借りになって、そこへ小さな発電所をたくさんつくって
いくというふうなことも、十分考えられるというふうに私は思っている
んですね。

それから自然エネルギーが、不安定であるということに関しては、例
えば病院であるとか緊急のときに、一切停電が許されないような環境の
場合は、当然そうでしょうけれども、例えば民間の家庭のような場合は、
そういうやむを得ない事情のときには、少々を電源を切ってもらっても
かまわないということで、いろいろ前向きに努力して考えていくという
ことで、地球温暖化というふうなことを、みんなで協力して解決してい
く方向へ、ぜひ視線を向けていただければというふうにちょっと思いま
した。

川妻委員

もう時間ですので、最後にちょっとおっしゃってください。

中部電力

どうもご指摘ありがとうございます。私の説明が悪くて、ちょっとそ

うというような印象をお受けになったということでしたら、私どもの意図としないことをごさいますし、決して、私どもも地球環境の保全に対してそれなりに貢献していきたいという強い意思は持っておりますが、ちょっと違うのは、私どもは民間でございます。

決して私どもが、お客さまに不利になるような負担を強いながら進めていけるというところは、自ずから限界がございますし、例えば先ほど太陽光導入につきましても、もともと今の屋根に、住宅外に設置する太陽光発電設備というのは、ある程度の補助があって、かつ今設置されている方の、かなりボランティア的な負担があって何とか成り立っているものでございまして、私どもは屋根に設置した太陽光からの余剰電力は、これは売値とまったく同じ値段で買い取ると、そこまでの犠牲を払っております。

川妻委員

ちょっとすみません。時間が。次の団体が待っているものですから。ちょっとこれ以上はやると次の団体に影響させられないので。すみません。ここまで。

中部電力

ひとまず、ご理解をいただきたいと思っております。

川妻委員

分かりました。ありがとうございました。今日のご苦労さまでした。意見は伺いました。今後とも、どうぞよろしくおねがいします。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)